

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県宿泊税条例 (税務課) 1

規 則

○ 沖縄県宿泊税条例の施行期日を定める規則 (税務課) 10

○ 沖縄県宿泊税条例施行規則 (税務課) 10

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県宿泊税条例 (条例第 1 号)

- 1 宿泊税の目的を定めることとした。(第 1 条)
- 2 賦課徴収に係る総則規定について、沖縄県税条例 (昭和 47 年沖縄県条例第 59 号) の規定を適用するための読み替え規定を定めることとした。(第 2 条)
- 3 宿泊施設における宿泊を課税客体とし、その宿泊者を納税義務者とするについて定めることとした。(第 3 条)
- 4 学校の教育活動として宿泊する場合の当該宿泊等に対する課税免除について定めることとした。(第 4 条)
- 5 1 人 1 泊当たりの宿泊料金を課税標準とすることについて定めることとした。(第 5 条)
- 6 税率及び税額の端数計算について定めることとした。(第 6 条)
- 7 徴収の方法及び手続等について定めることとした。(第 7 条から第 11 条まで)
- 8 帳簿及び書類の保存方法等について定めることとした。(第 12 条から第 15 条まで)
- 9 帳簿の記載義務違反等に関する罰則について定めることとした。(第 16 条)
- 10 現行犯事件の臨検、捜索又は差押え等について定めることとした。(第 17 条)
- 11 規則への委任について定めることとした。(第 18 条)
- 12 一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において規則で定める日を施行日とすることとした。(附則第 1 項)
- 13 適用区分及び経過措置について定めることとした。(附則第 2 項及び第 3 項)
- 14 宿泊に対して税を課する市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊税の税率の特例を定めることとした。(附則第 4 項)
- 15 事務処理の特例について定めることとした。(附則第 5 項)
- 16 準備行為について定めることとした。(附則第 6 項)
- 17 条例施行後の措置について定めることとした。(附則第 7 項)

条 例

沖縄県宿泊税条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 1 号

沖縄県宿泊税条例

(課税の目的)

第1条 県は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(賦課徴収)

第2条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第1章の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	狩猟税	狩猟税及び宿泊税
第4条第3項及び第4項	及び軽油引取税	、軽油引取税及び宿泊税
第6条第1項及び第3項	及び狩猟税	、狩猟税及び宿泊税
	ゴルフ場利用税の	ゴルフ場利用税及び宿泊税の
第9条第1項	(11) 狩猟税 狩猟者の登録事務を所管する機関の所在地	(11) 狩猟税 狩猟者の登録事務を所管する機関の所在地 (12) 宿泊税 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法（平成

		29年法律第65号) 第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る施設の所在地
第10条	この条例	この条例又は沖縄県宿泊税条例(令和 年沖縄県条例第号)
第11条	この条例	この条例若しくは沖縄県宿泊税条例
第14条	この条例	この条例又は沖縄県宿泊税条例
	並びに特別徴収	、特別徴収
	軽油引取税	軽油引取税並びに宿泊税

(納税義務者等)

第 3 条 宿泊税は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第 5 項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第 4 条 次に掲げる宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。以下この条において「学校」という。）において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生（以下この条において「学生等」という。）又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（学生等が在籍する学校の校長又は園長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
- (2) 学生等又は当該学生等を引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会（教育活動又はこれに類するものに限る。）に参加するために宿泊する場合（規則で定める者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿

泊（前号に掲げる宿泊を除く。）

（課税標準）

第5条 宿泊税の課税標準は、1人1泊当たりの宿泊料金（宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して名称を問わず当該宿泊施設に支払うべき額（当該宿泊に対する宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額をいう。）とする。ただし、当該宿泊料金が10万円を超える場合には、10万円とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税金に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額（税率及び税額の端数計算）

第6条 宿泊税の税率は、100分の2とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

（徴収の方法）

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

（特別徴収義務者）

第8条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に規定する者以外の者であって宿泊税の徴収の便宜を有するものを特別徴収義務者として指定することができる。

（特別徴収義務者としての登録等）

第9条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者はその指定を受けた日から5日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請しようとする者は、当該宿泊施設の所在地及び名称その他必要な事

項を記載した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請した者を特別徴収義務者として登録し、その者（以下この条において「登録特別徴収義務者」という。）に対し、規則で定める証票（以下「証票」という。）を交付する。
- 4 証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 登録特別徴収義務者は、登録した事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 7 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 8 前項の規定による届出書を提出した者であって当該届出書に係る休止の期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、その廃止した日から10日以内に規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 10 証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。

（申告納入）

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき前項の税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、同項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、同表右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月

7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

3 前2項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止した場合においては、その廃止した日から10日以内に、その廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について、第1項に規定する規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第11条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による還付又は納入義務の免除を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第12条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額その他知事が必要と認める事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から

3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- 2 特別徴収義務者は、宿泊に当たって作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額が記載されているものその他の知事が必要と認める書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第13条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第14条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルム

をいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電磁的記録等に対する規定の適用)

第15条 第13条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第4項の規定に違反して証票を掲示しなかった者又は第5項の規定に違反して証票を他人に貸し付け若しくは譲り渡した者
 - (2) 第9条第10項の規定に違反して証票を知事に返さなかった者
 - (3) 第12条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
 - (4) 第12条第1項の規定に違反して帳簿を5年間保存しなかった者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その

法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第17条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

3 施行日前に宿泊施設の経営をし、かつ、この条例の施行後引き続き宿泊施設の経営をしようとする者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなす。

(税率の特例)

4 市町村が地方税法第5条第3項又は第7項の規定により宿泊に対して税を課する場合には、当該市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に対する第6条第1項の規定の適用については、同項の規定中「100分の2」とあるのは、「100分の0.8」とする。

(事務処理の特例)

5 附則別表に掲げる市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に対して課する宿泊税の賦課徴収に関する事務は、地方税法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき当該市町村が処理することとする。

(準備行為)

6 第8条第2項の規定による特別徴収義務者の指定及び第9条第3項の規定による特別徴収義務者の登録並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、第8条第2項及び第9条第3項の規定の例により行うことができる。

(検討)

7 知事は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則別表（附則第5項関係）

石垣市
宮古島市
本部町
恩納村
北谷町

規 則

沖縄県宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和8年2月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第1号

沖縄県宿泊税条例の施行期日を定める規則

沖縄県宿泊税条例（令和8年沖縄県条例第1号）の施行期日は、令和9年2月1日とする。

沖縄県宿泊税条例施行規則をここに公布する。
令和8年2月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第2号

沖縄県宿泊税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県宿泊税条例（令和8年沖縄県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（賦課徴収）

第2条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の定めるところによる。

（課税免除）

第3条 条例第4条第1号の規則で定める教育活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において行う面接指導
- (2) 条例第4条第1号に規定する学校（以下「学校」という。）が計画し、かつ、実施する修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事
- (3) 学校の校長（園長を含む。以下この号において同じ。）が当該校長の定めるところにより設立を承認した団体で、当該学校の教員又は職員が顧問として置かれているものが実施する課外活動
- (4) 前号に定めるもののほか、学校が実施する課外活動で、当該学校を代表して大会へ参加するもの

2 条例第4条第2号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体（次号に掲げる団体を除く。）

- (3) 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟並びに沖縄県中学校体育連盟及び当該団体に加入している団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に掲げる非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当する場合に限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びにこれらの法人に直接に加入している法人税法第2条第8号に掲げる人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）
- 3 条例第4条第2号の規則で定める者は、大会に参加する団体の代表者又は大会に個人で参加する者の指導者とする。
- 4 条例第4条第1号の規定の適用を受けようとする者は、宿泊施設の宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）に、学校の教育活動であることの証明書を提出しなければならない。
- 5 条例第4条第2号の規定の適用を受けようとする者は、宿泊施設の特別徴収義務者に、日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書を提出しなければならない。
- 6 前項に規定する証明書には、大会を主催する団体が発行する宿泊税課税免除申請に係る大会通知書を添付しなければならない。
- （特別徴収義務者の指定の通知）
- 第4条** 那覇県税務所の長は、条例第8条第2項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により、当該特別徴収義務者に通知するものとする。
- （証票の再交付）
- 第5条** 条例第9条第3項に規定する証票の交付を受けた者が当該証票を亡失し、又はき損した場合には、直ちに宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書を那覇県税務所の長に提出しなければならない。この場合において、その申請がき損によるものである場合には、当該証票を返さなければならない。
- （申告納入期限の特例の要件等）
- 第6条** 条例第10条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- (1) 条例第10条第2項の適用を受けようとする年度（4月1日から翌年3月31日までをいい、次項において「適用年度」という。）の初日の属する年（以下この条において「適用年」という。）の前々年の12月から適用年の前年の11月までの宿泊に係る当該宿泊施設において納入すべき宿泊税の額の合計額を12で除して得た額が30万円以下であること。
- (2) 特別徴収義務者（条例第8条第2項の規定により特別徴収義務者としての指定を受けた者（以下この条において「個別指定特別徴収義務者」という。）を除く。）が、申告納入に係る宿泊施設について旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受け、若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の規定による特定認定を受け、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出を行った日から1年を経過し、かつ、特別徴収義務者となった日から3月を経過していること。
- (3) 個別指定特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から1年を経過していること。
- (4) 条例第10条第4項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から1年を経過していること。
- (5) 適用年の前年の1月1日以後において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (6) 適用年の前年の1月1日以後において、県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (7) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 2 前項の規定にかかわらず、適用年の前々年の12月1日後に特別徴収義務者となった者が条例第10条第2項の規定による指定を受けようとする場合に満たすべき同項の規則で定める要件は、前項第2号及び第4号から第7号まで（個別指定特別徴収義務者にあつては、前項第3号から第7号まで）に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。
- (1) 条例第10条第2項の規定の適用を初めて受けようとする者 次項の申請書を提出した日の属する月の前3月間の宿泊に係る当該宿泊施設において納入すべき宿泊税の額の合計額を3で除して得た額が30万円以下であること。
- (2) 適用年度の前年度に条例第10条第2項の規定の適用を受けた者 特別徴収義務者となった日の属する

月（当該月が特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月の場合は、その翌月。以下この号において同じ。）から適用年の前年の11月までの宿泊に係る当該宿泊施設において納入すべき宿泊税の額の合計額を特別徴収義務者となった日の属する月から適用年の前年の11月までの間の月数で除して得た額が30万円以下であること。

3 条例第10条第2項の指定を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書を那覇県税事務所の長に提出しなければならない。

4 那覇県税事務所の長は、前項の規定による申請に対する処分を決定したときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者（指定・不指定）通知書により、当該申請をした者に通知する。

5 那覇県税事務所の長は、条例第10条第4項の規定による指定の取消しをしたときは、宿泊税の申告期限の特例適用者指定取消決定通知書により、特別徴収義務者に通知する。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第7条 条例第11条第1項の規定により、特別徴収義務者が宿泊税額の還付又はその納入義務の免除を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した宿泊税の（還付・納入義務の免除）申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、那覇県税事務所の長に提出しなければならない。

- (1) 還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分
- (2) 還付又は免除を受けようとする理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第11条第4項の規定による特別徴収義務者への通知は、宿泊税の（還付・納入義務の免除）に係る決定通知書により行う。

（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）

第8条 条例第13条第1項の規定により関係帳簿（同項に規定する関係帳簿をいう。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下この条において「施行規則」という。）第25条第1項及び第2項の規定の例により、備付け及び保存をしなければならない。

2 条例第13条第2項の規定により関係書類（同項に規定する関係書類をいう。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第25条第3項の規定の例により、保存をしなければならない。

3 条例第13条第3項の規則で定める関係書類は、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。

4 条例第13条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。

5 条例第13条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第25条第5項から第8項までの規定の例により、保存をしなければならない。

6 条例第13条第3項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

7 条例第14条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第1項の規定の例により、備付け及び保存をしなければならない。

8 条例第14条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第2項の規定の例により、保存をしなければならない。

9 条例第14条第3項の規則で定める場合は、施行規則第26条第3項に規定する場合に相当する場合とする。

10 条例第14条第3項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の

保存に代えている特別徴収義務者であって、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第4項の例により、保存しなければならない。

(申請書その他の様式)

第9条 条例及びこの規則の規定による別表の左欄に掲げる申請書、届出書、申告書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる文書の様式とする。

2 条例及びこの規則の規定による別表の左欄に掲げる通知は、それぞれ同表の右欄に掲げる文書の様式により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日（令和9年2月1日）から施行する。

(宿泊税課税市町村における事務処理に関する調整)

2 条例附則第5項の規定により市町村が宿泊税の賦課徴収に関する事務を行う場合の第6条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号並びに第2項第1号及び第2号中「30万円」とあるのは「12万円」と、同条第1項第6号中「県税」とあるのは「当該宿泊施設の所在する市町村の市町村税」とする。

3 条例附則第5項の規定により市町村が宿泊税の賦課徴収に関する事務を行う場合には、第9条の規定にかかわらず、当該市町村が定める様式によることとする。

別表（第9条関係）

1	第3条第4項の証明書	学校の教育活動であることの証明書（学校用）	第1号様式
2	第3条第5項の証明書	日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等用）	第2号様式
3	第3条第6項の通知書	宿泊税課税免除申請に係る大会通知書	第3号様式
4	第4条の規定による通知	宿泊税特別徴収義務者指定通知書	第4号様式
5	条例第9条第2項の規則で定める申請書	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	第5号様式
6	条例第9条第3項の規則で定める証票	宿泊税特別徴収義務者証票	第6号様式
7	条例第9条第6項の規則で定める届出書	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書	第7号様式
8	条例第9条第7項、第8項及び第9項の規則で定める届出書	経営休止・再開・廃止届出書	第8号様式
9	第5条の申請書	宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書	第9号様式
10	条例第10条第1項の規則で定める納入申告書	宿泊税納入申告書	第10号様式
11	条例第10条による納入	納入書	第11号様式
12	第6条第3項の規定による申請書	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書	第12号様式
13	第6条第4項の規定による通知書	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者（指定・不指定）通知書	第13号様式
14	第6条第5項の規定による通知書	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定取消通知書	第14号様式

15 第7条第1項の規定による申請書	宿泊税の（還付・納入義務の免除）申請書	第15号様式
16 第7条第2項の規定による通知書	宿泊税の（還付・納入義務の免除）に係る決定通知書	第16号様式
17 法第733条の16第4項の規定による通知書	宿泊税（更正・決定）通知書	第17号様式

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

学校の教育活動であることの証明書（学校用）

宿 泊 口	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 () 泊
活動の種類	<input type="checkbox"/> 通信制の課程で行う面接指導（スクーリング）（規則第3条第1号） <input type="checkbox"/> 修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事（規則第3条第2号） <input type="checkbox"/> 部活動（規則第3条第3号） <input type="checkbox"/> 部活動以外による学校を代表した大会への参加（規則第3条第4号）
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項3、4を参照ください。	
備 考	

上記の宿泊については、沖縄県宿泊税条例第4条第1号及び沖縄県宿泊税条例施行規則第3条第1項に規定する学校の教育活動に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住所地

学校名

学校長名

印

- 注 1 該当箇所の□にチェック☑を記入してください。
 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
 5 学校長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪、公電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

第 2 号様式 (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書 (地域クラブ等用)

宿 泊 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	() 泊
大会名		
大会の主催団体	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体(中体連を除く。) <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 <input type="checkbox"/> 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項 3、4 を参照ください。		
備 考		

上記の宿泊については、沖縄県宿泊税条例第 4 条第 2 号及び沖縄県宿泊税条例施行規則第 3 条に規定する公益財団法人日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることを証明します。

令和 年 月 日

住所地

地域クラブ等の団体名

代表者

(個人の参加にあつては
当該個人の指導者)

印

【記載にあたっての注意事項】

- 1 該当箇所の□にチェック☑を記入してください。
 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。

- 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- 5 公益法人等とは、沖縄県宿泊税条例施行規則第3条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）及び特定非営利活動法人を指します。
- 6 主催団体が発出する大会開催日等の通知文を添付すること。
- 7 地域クラブ等のチーム代表者以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

宿泊税課税免除申請に係る大会通知書

大会名	
大会開催期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
主催団体の種別	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体（中体連を除く。） <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 <input type="checkbox"/> 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）
上記の内容で大会を開催することを通知します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 主催団体 所在地 _____ 団体名 _____ 代表者名 _____ </div>	

注1 本通知書は、別途作成される「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ用）」に添付して、宿泊施設に提出してください。

2 公益法人等とは、沖縄県宿泊税条例施行規則第3条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）及び特定非営利活動法人を指します。

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

宿泊税特別徴収義務者指定通知書

年 月 日

施 設	フリガナ 名 称 又は届出番号				
	概 要	客室数	室	收容人員	名
設	経営開始（予定）年月日				
	住宅宿泊事業 における管理業者	住 所		電話	— —
共 同 事 業 者		氏名又は名称			
	共同事業者の有無	有 ・ 無			
	住所又は所在地		電話	— —	
送 書 付 類 先 の	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)				
	住所又は所在地		電話	— —	
※ 処 理 事 項	通 知 年 月 日	施設番号（課税番号）	備		
	年 月 日		考		

注1 ※印の欄は、記入する必要はありません。
 2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

第6号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）



宿泊税特別徴収義務者証票

沖縄県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

宿泊施設名

宿泊施設所在地

施設番号

A c c o m m o d a t i o n T a x

S p e c i a l C o l l e c t i n g A g e n t C e r t i f i c a t e

V e r i f i e d a s a s p e c i a l c o l l e c t i n g a g e n t a s w r i t t e n
i n t h e O k i n a w a P r e f e c t u r e T a x O r d i n a n c e .

O k i n a w a P r e f e c t u r a l G o v e r n m e n t

第 7 号様式 (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

受付印

<p>年 月 日</p> <p>沖縄県 那覇県税事務所長 殿</p>	<p>特別徴収義務者</p>	<p>法人番号</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
		<p>住所又は所在地</p>										
		<p>氏名又は名称 及び代表者名</p>										
	<p>応答部署名 及び担当者氏名</p> <p style="text-align: right;">(電話 - -)</p>											
	<p>施設</p>	<p>名称 又は届出番号</p>										
<p>所在地</p>												
<p>施設番号 (課税番号)</p>												

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書

沖縄県宿泊税条例第 9 条第 6 項の規定により、申告事項の変更を下記のとおり届け出ます

す。		
登 録 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日
届 出 理 由		<input type="checkbox"/> 宿泊施設営業の許可等に関する変更 <input type="checkbox"/> 上記以外による変更 ()

注 変更内容が確認できる書類を添付してください。

第8号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

受付印 年 月 日 沖縄県 那覇県税事務所長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	法 人 番 号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																				
		住 所 又 は 所 在 地																					
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名																					
	応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名	(電 話 - -)																					
	施 設	名 又 は 届 出 番 号																					
		所 在 地																					
施 設 番 号 (課 税 番 号)																							
経営休止・再開・廃止届出書																							

第 9 条第 7 項 沖縄県宿泊税条例 第 9 条第 8 項 の規定により、下記のとおり 第 9 条第 9 項	休止 再開 を届け出ます。 廃止
休 止 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで
再 開 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 又 は 廃 止 の 理 由	

第 9 号様式 (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

受 付 印

年 月 日 沖縄県 那覇県税事務所長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	法 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> </table>																		
		住 所 又 は 所 在 地																			
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名																			
応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名	(電 話 - -)																				
宿 泊 税 特 別 徴 収 義 務 者 証 票 再 交 付 申 請 書																					
沖縄県宿泊税条例施行規則第 5 条の規定により、宿泊税の特別徴収義務者証票の再交付を 下記のとおり申請します。																					
施	名 又 は 届 出 番 号 又 是 稱 号																				
	所 在 地																				

設	施設番号 (課税番号)	
申請の理由		

注 再交付申請の理由がき損による場合は、き損した証票を添付してください。

第10号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

宿 泊 税 納 入 申 告 書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center;">沖縄県 那覇県税事務所長 殿</p>		特別徴収義務者	法人番号	<input type="text"/>	※ 処理 事項	郵便官署消印	担当者	
				住所又は所在地				
				氏名又は名称及び代表者名				
				応答部署名及び担当者名	(電話 — —)			
			施	フリガナ 名称 又は届出番号				
			設	所在地	沖縄県			
				施設番号 (課税番号)	電話 — —			

実績 年 月分		宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
区分	宿泊者数 (延べ数)		2%	
課税対象				
課税免除対象				
合計				

実績 年 月分		宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
区分	宿泊者数 (延べ数)		2%	
課税対象				
課税免除対象				
合計				

実績	年	月分			
区分	宿泊者数 (延べ数)		宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
課税対象				2%	
課税免除対象					
合計					

申告期限	
------	--

- 注1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域外の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
- 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 3 課税対象、課税対象外及び課税免除の宿泊者数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

第11号様式 (用紙 縦18センチメートル 横10センチメートル)

沖縄県 県税
宿泊税 領収証書 (公)

口 座 番 号 01730-3-961038 施設番号 (課税番号)	加 入 者 沖縄県会計管理者 年度	調定	申告区分 当初 追加
納 入 者 住 (居) 所 氏 (名 称) 施 設 名 称 (宿 名)	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
実 績 年 月 分 年 月 分	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
小 計 ①	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
実 績 年 月 分 年 月 分	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
小 計 ②	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
合 計 ①+②+③+④	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 期 限 (申 告 期 限)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
課 税 事 務 所 那覇県税事務所 納入場所	那覇県税事務所 納 入 場 所 琉球銀行、沖縄銀行、 沖縄海邦銀行、 ニザ信用金庫、 沖縄県労働金庫、 沖縄県農業協同組合、 みずほ銀行、鹿児島銀行、 沖縄県内のゆうちょ銀行、 又は郵便局		
上記の金額を領収しました。(特別徴収義務者保管)			

沖縄県 県税
宿泊税納入書 (原符) (公)

口 座 番 号 01730-3-961038 施設番号 (課税番号)	加 入 者 沖縄県会計管理者 年度	調定	申告区分 当初 追加
納 入 者 住 (居) 所 氏 (名 称) 施 設 名 称 (宿 名)	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
実 績 年 月 分 年 月 分	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
小 計 ①	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
実 績 年 月 分 年 月 分	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
小 計 ②	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
合 計 ①+②+③+④	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 期 限 (申 告 期 限)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
課 税 事 務 所 那覇県税事務所	那覇県税事務所 納 入 場 所 琉球銀行、沖縄銀行、 沖縄海邦銀行、 ニザ信用金庫、 沖縄県労働金庫、 沖縄県農業協同組合、 みずほ銀行、鹿児島銀行、 沖縄県内のゆうちょ銀行、 又は郵便局		
上記の金額を領収しました。(沖縄県保管)			

沖縄県 県税
宿泊税領収済通知書 (公)

口 座 番 号 01730-3-961038 施設番号 (課税番号)	加 入 者 沖縄県会計管理者 年度	調定	申告区分 当初 追加
納 入 者 住 (居) 所 氏 (名 称) 施 設 名 称 (宿 名)	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
実 績 年 月 分 年 月 分	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
小 計 ①	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
実 績 年 月 分 年 月 分	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
小 計 ②	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
合 計 ①+②+③+④	税 額 延 滞 金	千 百 十 万 千 百 十 円	千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 期 限 (申 告 期 限)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
課 税 事 務 所 那覇県税事務所	那覇県税事務所 納 入 場 所 琉球銀行、沖縄銀行、 沖縄海邦銀行、 ニザ信用金庫、 沖縄県労働金庫、 沖縄県農業協同組合、 みずほ銀行、鹿児島銀行、 沖縄県内のゆうちょ銀行、 又は郵便局		
上記の金額を領収しました。 たので通知します。(沖縄県保管)			

第13号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者(指定・不指定)通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者
殿

沖縄県那覇県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった宿泊税の申告期限の特例適用申請の認定について、下記のとおり決定したので、沖縄県宿泊税条例施行規則第6条第4項の規定により通知します。

記

- 特例の適用者として指定する(年 月分に係る申告から適用)
- 特例の適用者として指定しない

施設番号	第 号
宿泊施設の名称	
宿泊施設の所在地	
不指定とする理由	

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定取消通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者
殿

沖縄県那覇県税事務所長 印

次の宿泊施設に係る宿泊税の申告納付に関して、沖縄県宿泊税条例第10条第2項の規定による申告期限の特例適用を受ける者としての指定を取り消したので、同条第4項の規定により通知します。

施設番号	第 号
宿泊施設の名称	

宿泊施設の所在地	
指定を取り消す理由	

- 注 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副 2 通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 15 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		特	法 人 番 号				
		別	住 所 又 は 所 在 地				
年 月 日	義	務	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名				
		者	応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名	(電 話 - -)			
沖縄県 那覇県税事務所長 殿	施	設	名 稱 又 は 届 出 番 号				
		所 在 地					
		施 設 番 号 (課 税 番 号)					
宿泊税の（還付・納入義務の免除）申請書							
沖縄県宿泊税条例第 11 条第 2 項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。							
申請の区分			還 付 ・ 納 入 義 務 の 免 除				
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分			年 月 分				
還付の申請にあっては申告した税額等	課税標準となる宿泊料金						
	税額						

納入すべき税額等	課税標準となる 宿泊料金	
	税額	
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額等	課税標準となる 宿泊料金	
	税額	
申請の理由		

注 この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

第16号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

宿泊税の(還付・納入義務の免除)に係る決定通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者
殿

沖縄県那覇県税事務所長 印

申請のあった宿泊税の還付又は納入義務の免除の申請については、次のとおり決定したので、沖縄県宿泊税条例第11条第4項の規定により通知します。

施設番号	第 号
宿泊施設の名称	
宿泊施設の所在地	

申請した事項	<input type="checkbox"/> 還付 <input type="checkbox"/> 納入義務の免除
申請に対する決定	<input type="checkbox"/> 申請を承認する <input type="checkbox"/> 申請を却下する
還付する額又は納入義務を免除する額	円
申請を却下する理由	

注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式 (用紙 日本産業規格A4横長型)

号 日
第 年 月

特別徴収義務者

殿

沖縄県那覇県税事務所長 印

宿泊税 (更正・決定) 通知書

次のとおり宿泊税及びこれに対する加算金額を(更正・決定)したので、地方税法第733条の16第4項の規定により通知します。
 なお、この通知書により(納入・納付)すべき金額は、年月日までに納付書に記載する納付場所に(納入・納付)してください。

月 別	本 税			加 算 金					納 入 (納 付) す べ き 額 ③+⑥				
	更正・決定額	既に納入の 確定した額 ② (円)	差引増減 税額③ (円)	申告書 提出期限 申告書 提出年月日	区分	基礎となる 税額 (円)	率	決定額 ④ (円)		既に納付し た額 ⑤ (円)	差引増減 額 ④-⑤ ⑥ (円)		
												課税標準となる 宿泊料金(円)	税額① (円)
合計													

注1 不足税額については、申告期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(申告期限の翌日からの通知書に記載されている納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(申告期限の翌日から納付の日までの期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が

年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。

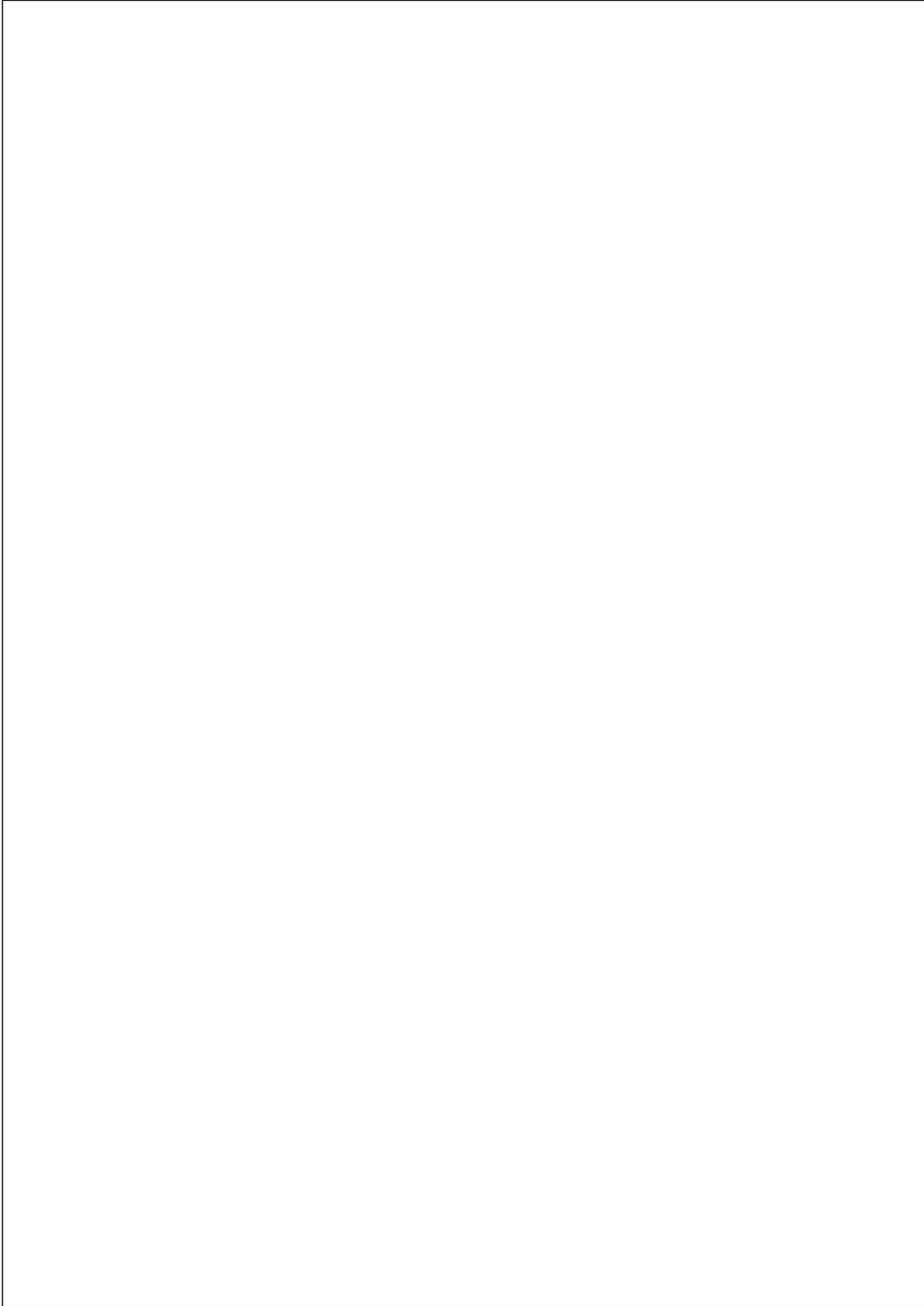
2 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

3 この処分の取消の訴えは、上記2の審査請求を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかにか該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1